

本宮市告示第139号

本宮市多文化共生活動助成金交付要綱を次のように定める。

平成21年 9月28日

本宮市長 佐藤嘉重

本宮市多文化共生活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国際理解の推進や地域の海外出身者との交流活動等、外国籍市民と共に生きる多文化共生のまちづくりを目的とした活動を行う団体を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成団体)

第2条 市長は、本宮市内に拠点をもち、国際理解と多文化共生のまちづくりに積極的に取り組んでいる、又は取り組もうとする団体(以下「助成団体」という。)に対し、以下に定める基準に基づき予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国際理解の推進、多文化共生の意識づくりを主目的とする事業
- (2) 外国籍市民の地域生活及び参加を支援する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生に関する事業であって、特に助成が必要であると市長が認める公益的な事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 他の団体への助成を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (4) 国又は地方公共団体との共催又は委託を受けて行う事業
- (5) 他の補助金、助成金等の交付を受け、又は受けようとする事業
- (6) 自ら主催実施しない事業
- (7) その他、対象から除く事業については別途定める

(対象経費)

第4条 助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は前条に規定する事業の実施に要する経費で、市長が適当と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象から除く。

- (1) 土地及び施設に関する権利を取得するための対価
- (2) 法人又は団体の経常的運営経費(助成事業と係わりのない役職員への報酬、事務所の家賃及び光熱水費等)
- (3) 講師等に対する弁当代を除く食糧費

- (4) 講師等に対する謝礼を除く人件費
- (5) 他団体等への寄附金
- (6) その他市長が対象経費にふさわしくないと認める経費

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、次の表に掲げる助成区分により同表に掲げる額とする。

No.	助成区分	助成率	交付額
1	年間を通じた活動及び継続的事業	対象経費の3分の2以内 ただし、前年度繰越金が交付対象経費の3分の1を超えるときは、対象経費から当該超える額を減じた額に3分の2を乗じた金額以内	1団体につき100,000円を上限
2	単年度のみ実施のイベント及び事業	対象経費の2分の1以内	1団体かつ1事業につき50,000円を上限

ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 助成金を受けようとする助成団体は、本宮市多文化共生活動助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度活動実績を説明する書類
ただし、当該年度に設立する団体及び活動開始団体にあつてはこの限りでない。
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があつた場合は速やかに審査を行い、その結果について、本宮市多文化共生活動助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は必要があると認めるときは、概算払の方法により助成金の8割を限度に交付することができる。

2 概算払の交付を受けようとする場合は、本宮市多文化共生活動助成金概算払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成事業の変更の承認)

第9条 助成団体は、対象経費の減額が見込まれるとき、又は事業の中止若しくは廃止が見

込まれるときは、本宮市多文化共生活動助成事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 4 号)を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合は速やかに審査し、その結果について本宮市多文化共生活動助成事業等変更(中止・廃止)承認通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 助成団体は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定に係わる会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から速やかに、本宮市多文化共生活動助成事業等実績報告書(様式第 6 号。以下「実績報告書」という。)。に市長が必要と認めて指示する書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係わる事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、本宮市多文化共生活動助成金交付額確定通知書(様式第 7 号)により、当該助成団体に通知するものとする。

- 2 助成団体は、本宮市多文化共生活動助成金請求書(様式第 8 号)を市長へ提出し、交付確定額から既受領額を除いた残金を受け取るものとする。

(委任)

第 12 条 この告示に定めのない事項については、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成 19 年本宮市規則第 56 号)を準用する。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日告示第 31 号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第6条関係)

年 月 日

本宮市長

申請人 住 所

氏 名 印

〔 団体名及び代表者氏名 〕

本宮市多文化共生活動助成金交付申請書

次の事業等について、助成金の交付を受けたいので、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

活動又は事業の名称				
施 行 場 所				
総 活 動 費 又 は 総 事 業 費				円
該 当 助 成 区 分 (助 成 率)	1. 年間を通した活動及び継続的事业 (対象経費の 3 分の 2 以内を助成) 2. 単年度のみ実施のイベント及び事業 (対象経費の 2 分の 1 以内を助成)			
助成金交付申請額				円
活動又は事業目的				
活動又は事業概要				
着手・完了予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添 付 書 類	①活動又は事業計画書 ※参加対象範囲 (会員・非会員含む) を明記してください。 ②収支予算書 ③前年度活動実績を説明する書類 ④会員名簿 (氏名・住所・国籍 記載) ⑤市長から指示のあった書類等			
摘 要	交付決定の場合、概算払を 請求する ・ 請求しない * ○で囲んでください。			

様式第2号(第7条関係)

指令第 号

住 所

氏 名

本宮市多文化共生活動助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で提出された本宮市多文化共生活動助成金交付申請に対し、
下記のとおり決定したので、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第7条の規定により通
知します。

年 月 日

本宮市長

活動又は事業の名称	
決 定 結 果	交付する ・ 交付しない
交付しない理由	
助成金交付決定額	円(うち概算払額 円)
交 付 条 件	1. 助成金を目的以外に使用しないこと。 2. 事業宣伝用印刷物等の周知用媒体には、事業等に支障をきたさない範囲で「本宮市多文化共生活動助成金事業」であることを明示すること。 3. この条件に定めるものの他は、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱に従うこと。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

本宮市長

住 所

氏 名

印

〔 団体名及び代表者氏名 〕

本宮市多文化共生活動助成金概算払請求書

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった本宮市多文化共生活動助成金について、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

1 活動又は事業の名称

2 事業等の内容及び請求額の配分

対象経費の 総 額	助 成 金 交付決定額 (A)	概算請求額 (B)		残 高 (A - B)		事業等完了 予定年月日
		金額	助成金の 請求割合	金額	助成金の 残高割合	
円	円	円	%	円	%	

3 振込金融機関等

金 融 機 関 名	支店		
口 座 名 義			
預金種目	預金	口座番号	

様式第 4 号 (第9条関係)

年 月 日

本宮市長

申請人 住 所

氏 名

印

〔 団体名及び代表者氏名 〕

本宮市多文化共生活動助成事業等変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付 指令第 号による助成金交付決定通知に係る事業等の内容を次のとおり変更したいので、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

活動又は事業の名称				
総活動費又は総事業費	変 更 前	円	変 更 後	円
助 成 金 の 額	既 に 通 知 を 受 け て い る 額	円	変 更 後 の 申 請 額	円
変更(中止・廃止)内容				
変更(中止・廃止)理由				
添 付 書 類	①活動又は事業変更計画書 ②市長から指示のあった書類等			
摘 要				

指令第 号

住 所

氏 名

本宮市多文化共生活動助成事業等
変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請された本宮市多文化共生活動助成事業等変更（中止・
廃止）承認について、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第9条の規定により下記のと
おり変更（中止・廃止）を承認します。

年 月 日

本宮市長

活動又は事業の名称	
変更後の 対象経費総額	
変更後の 助成金交付決定額	
摘 要	

年 月 日

本宮市長

報告人 住 所

氏 名 印

[団体名及び代表者氏名]

本宮市多文化共生活動助成事業等実績報告書

年 月 日付 指令第 号による助成金交付決定通知に係る事業等が完了したので、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第10条の規定により、その成果を次のとおり報告します。

活 動 又 は 事 業 の 名 称				
施 行 場 所				
総活動費又は 総 事 業 費	計 画 額	円	確 定 額	円
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
助 成 事 業 等 の 成 果				
添 付 書 類	①収支決算書 ②事業等の成果が確認できる書類等 ③会員名簿（氏名・住所・国籍 記載） ※会員以外に参加を認めた事業については、参加者人数内訳 （在住市町村・国籍・会員非会員 記載）を添付する。			

様式第7号(第11条関係)

指令第 号

住 所

氏 名

本宮市多文化共生活動助成金交付額確定通知書

年 月 日付 指令第 号による本宮市多文化共生活動助成金交付決定通知に係る事業等に関し、交付すべき助成金の額を次のとおり確定したので、本宮市多文化共生活動助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

本宮市長

活動又は事業の名称		
助成金の 交付額	確定額 (A)	円
	既通知額 (B)	円
	増減額 (A) - (B)	円
指示事項等		

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

本宮市長

住 所

氏 名

印

〔 団体名及び代表者氏名 〕

本宮市多文化共生活動助成金請求書

年 月 日付 指令第 号で交付額確定のあった本宮市多文化共生活動助成金について、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

1 活動又は事業の名称

2 事業等の内容及び請求額の配分

対象経費の 総 額	助 成 金 交付確定額 (A)	既受領額 (B)		請求額 (A - B)		事業等完了 年 月 日
		金額	助成金の 受領割合	金額	助成金の 請求割合	
円	円	円	%	円	%	

3 振込金融機関等

金 融 機 関 名		支 店	
口 座 名 義			
預金種目	預 金	口座番号	